

《コーポレートカラーの取扱いについて》

令和 7 年 11 月 1 日から基準を見直します

【旧基準】コーポレートカラーを表示している一部の広告板や壁面は、屋外広告物として取り扱っていません。

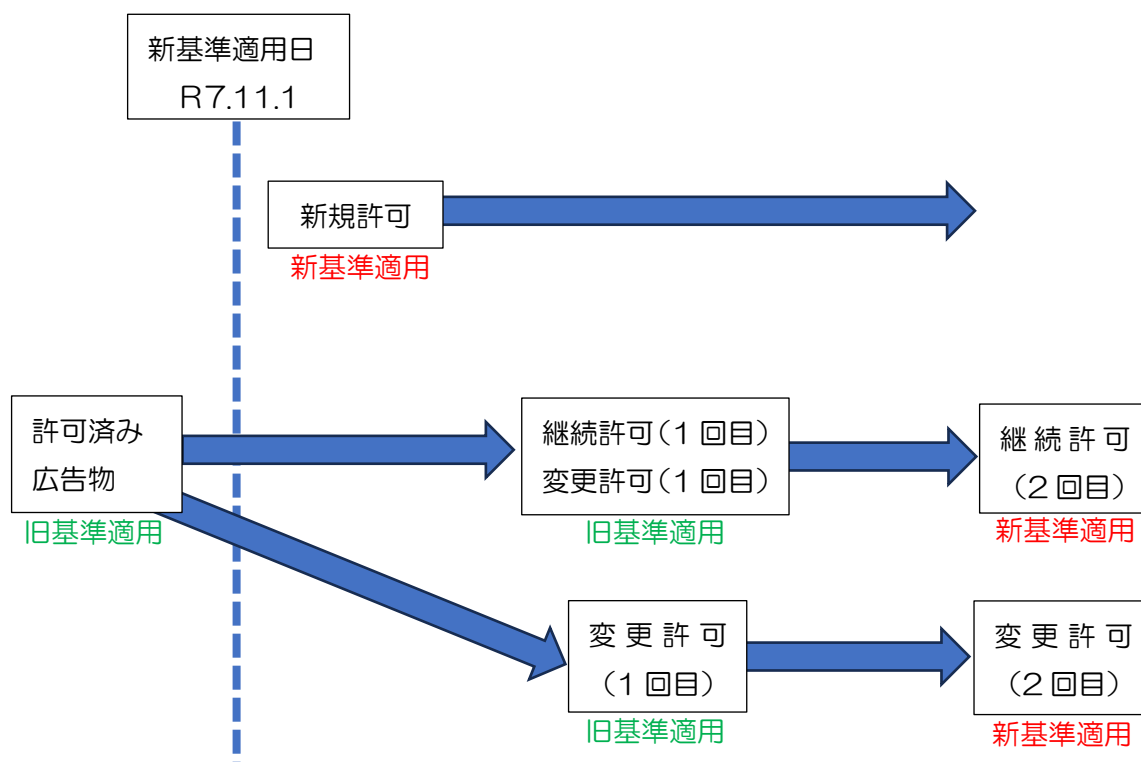


【新基準】コーポレートカラーを表示している全ての広告板や壁面は、屋外広告物として取り扱います。

【旧基準に基づく許可を受けている広告物に係る経過措置】

令和 7 年 11 月 1 日までに旧基準に基づく許可を受けている広告物については、次々回の更新から新基準を適用します。次々回の更新時より、コーポレートカラーを表示している広告物を含めて申請するようにしてください。

令和 7 年 11 月 1 日以降に新規申請されるものについては、新基準を適用します。



詳しくは都市計画課まで
お問い合わせください

【お問い合わせ先】

大津市都市計画部都市計画課

TEL : 077-528-2956

メール : otsu1303@city.otsu.lg.jp